

平成23年2月23日
於・三番町共用会議所2階大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成22年度第4回畜産部会議事録

農林水産省

目 次

1	開 会	1
2	農林水産大臣政務官挨拶	1
3	資料の確認	2
4	省内幹部及び委員紹介、出席状況報告	2
5	部会長選出	2
6	部会長挨拶	3
7	部会長代理選出	4
8	資料の説明	4
9	意見交換	16
10	閉 会	34

開 会

○原田畜産企画課長

定刻になりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会平成22年度第4回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を承っております、畜産企画課の原田と申します。よろしく願いいたします。

農林水産大臣政務官挨拶

○原田畜産企画課長

それでは、まず初めに、松木農林水産大臣政務官より御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○松木政務官

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました政務官の松木けんこうでございます。

まずは、大変立派な皆さんがお忙しい中、お集まりいただき色々な御意見をいただける、本当にありがたいことだと思っております。それに引き換え、政権交代して1年数カ月ですけれども、我々の党の方がたがたして、迷惑ばかりかけているというのが現状だと思っております。本当に申し訳ございません。

しかし、世の中というのは時間が止まりません。皆さんの御意見をしっかり拝聴させていただいて、来月の平成23年度の畜産物価格等の決定に向けて、畜産・酪農をめぐる諸情勢等について御説明をさせていただいて、皆様方から忌憚のない御意見をいただいた上で、年度内にしっかり決定したいと思っております。皆さんがこうやって集まっていただき色々な御意見をいただく、これが一番大切だと思っております。どうぞ皆さんよろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

○原田畜産企画課長

ありがとうございました。

松木農林水産大臣政務官におかれましては、所用によりまして、途中退席させていただきますので、御了承ください。

資料の確認

○原田畜産企画課長

本日配布しております資料につきましては、資料一覧がございますので、御確認願います。資料は1から9番まで、参考資料は1から6番まで配布させていただいております。

本日は、新しい委員の皆様方によりまして初めての畜産部会でございますので、まず、審議会の組織について簡単に御説明いたします。

参考資料1を御覧下さい。食料・農業・農村政策審議会の概要ということで、組織図が書いてございます。下から3番目が畜産部会でございます、畜産物価格等の御審議をしていただきます。

参考資料2を御覧下さい。法令集でございますが、審議会の設置、あるいは今回御審議いただきます法律事項につきまして、抜粋が書いてございます。これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

省内幹部及び委員紹介、出席状況報告

○原田畜産企画課長

それでは、農林水産省の職員を紹介させていただきます。

順番に、私の方から御紹介いたします。

今井生産局長でございます。

佐藤畜産部長でございます。

秋山畜産企画課畜産総合推進室長でございます。

大島畜産振興課需給対策室長でございます。

倉重牛乳乳製品課長でございます。

渡邊食肉鶏卵課長でございます。

鋤柄畜水産安全管理課総括課長補佐でございます。

伏見動物衛生課国内防疫調整官でございます。

続きまして、本日、御多忙の中、御出席いただいております委員の皆様を事務局より五十音順で御紹介させていただきます。後ほど御意見の時に、自己紹介がてらお話をさせていただければと思いますので、失礼ですが、お名前だけを御紹介させていただきます。

阿南委員でございます。

石澤委員は、ちょっと遅れていらっしゃいます。

小谷委員でございます。

近藤委員でございます。

笹崎委員でございます。

武内委員でございます。

飛田委員でございます。

那須委員でございます。

野村委員でございます。

晴野委員でございます。

廣野委員でございます。

富士委員でございます。

古川委員でございます。

よろしく願いいたします。

なお、笹崎委員、花田委員、吉田委員におかれましては、所用によりまして本日は御欠席との連絡をいただいております。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で16名の委員のうち、今のところ12名が出席いただいておりますので、成立しております。

部会長選出

○原田畜産企画課長

続きまして、部会長の選出をさせていただきます。

先ほどの参考資料2に、食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定がございまして、当部会の部会長の選出は、委員の互選によることとされております。

つきましては、部会長を務めていただきたい方について、どなたか御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員

本審議会の委員でもいらっしゃる武内先生に、ぜひお願いしたいと思って参りました。先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○原田畜産企画課長

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

○原田畜産企画課長

ありがとうございます。

では、御異議ございませんので、皆様の互選により武内委員が部会長に選出されました。

それでは、武内委員、部会長席にお移りくださるようお願いいたします。

部会長挨拶

○原田畜産企画課長

ここで、武内部会長から御挨拶をいただきたいと思います。なお、これからは、武内部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○武内部会長

ただ今、部会長に御指名いただきました東京大学大学院農学生命科学研究科の武内でございます。私もこの農業・農村の将来について色々個人的にも考えていることがございまして、そういう中で幾つか意見を申し上げますと、やはり日本の農業・農村を大事にしていくということは、日本の将来に非常に大きく関わる問題で、ただ単に何か農業を大事にしようということだけで、補助的なことをやるだけではなくて、やはり企業的なセンスも含めてきちっとした体質を強化していく、世界と戦えるような農業のあり方を考えていくことが何よりも大事なのではないかと考えております。そういう点で言うと、私たちの畜産部会というのはまさにそういうことが求められている分野でございまして、しっかりとこの中で議論していきたいと考えております。

それから2番目として、先ほどの話と関係するのですけれども、例えばカロリーベースだけで食料自給率を考えるということではなくて、例えば金額ベースで考えていって、しかも輸入しているものを国内に転換していただくだけではなく、日本の良質な農産物を中国をはじめとした世界に売っていくことによって自給率をむしろ高めていく、そういう攻めの戦略が必要ではないかと考えております。

それから3番目は、食料・農業・農村政策審議会の議論は、当面の色々な課題がございます。自由化の問題もそうですし、最近で言えば鳥インフルエンザをはじめとする家畜疾病問題、これは確かに大変な問題です。こういう大変な問題は短期的にきちっと対処しなければいけません。しかし、それだけにとどまらずに、日本の農業、あるいは農林水産業は、非常に大事なもので、希望の持てる分野であり、長期的な視点を持つことが必要だと思えます。そして、それをしっかりと支えていくことが日本の未来を作るんだという、これは民主党の皆様にもぜひそういう観点で御検討いただいて、超長期的に日本の農林水産業が元気になるような前向きの議論も是非していきたいと思っております。

今日は、事務局の方から全般的な畜産・酪農をめぐる状況について、説明していただけるということでございます。今回はこの部会の非常に重要な課題であります、畜産物価格のことについて審議させていただきたいと思えます。今日はそういう観点から、色々な御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

以上、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方で議事を進めさせていただくこととなります。効率的な運営に努めたいと考えておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

部会長代理選出

○武内部会長

まず、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定により、部会長の職務を代理する委員については、部会長があらかじめ指名することになっております。

そこで、大変僭越ではございますが、私から、家畜改良増殖目標を策定するに当たり、畜種別研究会の座長もお務めになりました野村委員を部会長代理ということでお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(拍手承認)

○武内部会長

それでは、野村委員、お引き受けいただきましてどうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、松木農林水産大臣政務官が御退席されますので、皆さん、どうぞ拍手でお送りいただきたいと思えます。

(松木農林水産大臣政務官退席)

○武内部会長

本日は、古川委員が代表取締役をお務めになります、森永乳業の御厚意で牛乳を提供していただいておりますので、御紹介申し上げたいと思えます。

資 料 説 明

○武内部会長

本日の畜産部会では、平成23年度の畜産物価格等を決定するための前段階としまして、まずは、畜産・酪農をめぐる情勢等につきまして、説明をしていただき、委員の皆さんから御質問、御意見を伺いたいと考えております。

平成23年度の畜産物価格等の決定につきましては、次回の畜産部会において、農林水産大臣からの諮問後、当部会から答申したいと考えております。

それでは、まず初めに、畜産・酪農をめぐる情勢と家畜衛生をめぐる情勢について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○原田畜産企画課長

それでは、資料3に基づきまして、畜産・酪農をめぐる情勢について説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。最近の生乳需給をめぐる状況でございます。左下の表が生乳の需給状況でございます。生乳というのは、業界用語ですが、原料乳と考えていただければよろしいかと思っております。21年度の欄を見ていただきますと、生産量が788万トンで、ここ数年対前年度マイナスとなっております。減少傾向にあります。

生乳は、まず牛乳等向けに処理し、これが422万トンとなっておりますが、飲用牛乳の消費が減っていることから、マイナス4.5%と減少しております。その他の生乳は乳製品向けに処理しますが、これが359万トン。うち加工原料乳は、一般的にバター・脱脂粉乳で、前年より大分増えておりますが、その分、チーズ・生クリーム向けが減りまして、マイナスとなっております。チーズ・生クリーム向けは、19、20年度と対前年度をかなり上回ってききましたが、21年度は減少しました。

しかしながら、22年度の4月から12月で見ますと、全体の生産量が都府県も北海道も減り、マイナス2.7%となっております。牛乳等向け処理量と乳製品向け処理量とも減っておりますが、チーズ・生クリームが増え、その分、バター・脱脂粉乳向けが減っております。

右側に、牛乳の生産量の推移がございます。特徴的なのは、飲用牛乳は大きく分けて成分を調整しない牛乳と、脂肪等を抜く成分調整牛乳に分かれますが、特に成分調整牛乳が過去数年、大変伸びてきたのですが、22年度はマイナスとなっております。若干成分調整牛乳の消費が減っているということがございます。牛乳と成分調整牛乳の全体を合わせた飲用牛乳は、マイナス1.1%ということで、これまでの減少傾向と比べますと、若干その減り具合が減少してきているかなということがございます。

2ページですが、生乳需給の推移でございます。上の折れ線グラフは、赤いラインが供給で、緑が需要でございます。従いまして、緑のラインが赤いラインを上回っていただければいいのですが、逆の状況です。グラフでは3回ほどございますが、供給が需要を上回る場合には在庫が増えるということで、下に乳製品の在庫量を示しておりますが、バターはオレンジで、脱脂粉乳は紺で示しております。少し薄く色を塗ったところが計画生産というか、減産をした時ですが、この時はやはり、それ以前にバター・脱脂粉乳の在庫が高くなっているということがございます。

また、バター・脱脂粉乳は、牛乳から脂肪分がバター、たんぱくが脱脂粉乳になりますので、バターに需要を合わせると、脱脂粉乳が余る場合があったり、この辺の跛行的な状況のコントロールが難しくなっているところでございます。

3ページ目が生乳需給の構造です。我が国は飲用向けと加工向け、それぞれ特徴を持った構造になっております。同じ生乳が仕向け先によって乳価が違ってくるということで、一番左側の縦のラ

インは乳価と書いておりますが、例えば飲用牛乳ですと、平均110円で売られているということですが、一番右の加工原料乳になると、農家の売り渡しは65円になるということで、生産費が点線で示してありますが、生産費との差が大きい加工原料乳については、法律でそこを補う形で補給金を交付しているということでございます。今回、加工原料乳に仕向けられるものの補給金単価と限度数量を御審議いただくわけでございます。

4 ページ目でございます。酪農関係対策について簡単にまとめてございます。一番左上が加工原料乳生産者補給金制度でございます。現在、加工原料乳というのは、乳業者が支払う分、これは現在65円と見ておりますが、これと政府からの補給金11.85円を合わせたものが農家の手取りになるということでございます。

最近、需要の伸びが期待できるチーズについては、その下でございますが、特別な対策を講じておりまして、22年度までは、チーズの拡大分に奨励金を交付するという仕組みでございましたが、23年度からは、拡大分だけではなくて、チーズ向けの供給量に応じて一律の助成金を交付する仕組みに変えるといったことで、予算要求を今国会に出ささせていただいております。

右上になりますと、加工原料のいわゆるナラシと言われる加工原料乳の価格変動に対する補てんですが、これは生産者と国が1：3で積んでいる基金から補てんしています。加えて酪農については、酪農環境負荷軽減支援ということで、搾る量に関係なく、農家の所有している飼料作付面積に応じて1ヘクタール当たり15,000円を交付するという直接支払いも組み合わせて行っております。

以上、酪農でございます。

続きまして、牛肉でございます。5 ページ目になります。牛肉の需給の推移が書いてございます。紫色のラインですが、推定出回り量。平成12年度が100万トンを超えていたのですが、その後、13年のBSEの発生に伴い輸入量と生産量がともに減りまして、その後、大体80万トンを若干上回る水準で推移しております。青い折れ線グラフが重量ベースの自給率になりますが、最近では、ほぼ43～44%で推移しています。

右側が国産牛肉の品種別の推移になります。国産牛肉と申しましても、和牛あるいはホルスタインから供給される乳用種と交雑種がございまして、和牛の場合は21年度に15万2,000トンとなっており、大体4割ぐらゐを占めております。残りの6割が乳用種と交雑種となっております。最近では若干和牛のウェイトが増えているのが特徴的でございます。

6 ページ目が、牛枝肉卸売価格の推移でございます。和牛と交雑種と乳用種はそれぞれ特徴がございまして、価格水準も大きく異なっております。例えば和牛で代表的なA4という規格の牛肉価格は、一番上のラインに示されております。BSEが発生した13年の時はがくっと落ちたのですが、その後、徐々に回復しました。

ただし、20年度以降は景気後退の影響もありまして、高級牛肉と言われる和牛肉については、その価格が低下し、その下げ幅もかなり大きくなっております。交雑種については、和牛と連動する場合もあるのですが、景気後退による影響は少なく、20年度以降も比較的堅調な枝肉価格となっております。また、乳用種については、景気の影響をあまり受けずに、大体毎年横這いの状況でございますが、最近若干弱含みで推移しております。

7 ページ目が、牛枝肉卸売価格のいわゆる「省令規格」と言っておりますが、肉質等級で2と3という規格に該当する牛肉の平均価格でございます。赤が22年度、青が21年度になります。昨年の21年度よりは、赤のラインが恒常的に上回っている月が多くなっております。

ここに2つ、点線のラインがございまして、22年度安定上位価格（1,060円）、安定基準価格（815

円) というのがございます。基本的にはこの幅の中で牛肉の価格を収めていこうというのが価格安定制度でございまして、今回御審議いただきます安定上位価格と安定基準価格は、この価格でございまして。

8 ページ目は、子牛でございまして。子牛については、品種ごとに黒毛和種、交雑種、乳用種と価格が大きく分かれておりまして、枝肉価格と連動しながら、子牛の価格も上げ下げがございまして。黒毛和種で申しますと、13年のBSEで一度大きく落ちましたが、その後かなり回復しまして、最近はまだ若干下降気味で推移しているということでございます。交雑種もほぼそれに近いラインでございまして、乳用種は比較的低い水準で上下しているということでございます。

グラフには、保証基準価格と合理化目標価格の2つのラインがございまして。肉用子牛については、この2つの価格について、品種ごとに御審議いただくということになります。

これはどういった意味があるかと申しますと、9 ページ目ですが、肉用子牛対策の概要とございます。右下のほうに、保証基準価格と合理化目標価格というラインが2つ分かれております。そこを横切っているのは子牛の平均売買価格でございますが、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合には、生産者補給金として、下がった分の10割が国から補てんされます。さらに合理化目標価格を下回った場合には、下がった分の10分の9について、国が1/2、県が1/4、生産者が1/4をあらかじめ積んでおいた基金から補てんするということでございます。

これは、元々保証基準価格が、昭和63年に決まりました牛肉自由化の影響を考慮して、保証基準価格から下は国が全額補てんし、合理化目標価格の下は、それぞれが積んだ基金で対応するという制度上の棲み分けをしております。

なお、和牛だけに特別な対策がございまして、左側に3つ積み木が積んでございまして、黒毛和種については、肉用子牛生産者補給金制度の部分が31万円を括ってございまして。これは保証基準価格でございます。その上に2つ、21年度は特別対策を講じていました。黒毛和種の場合、乳用種や交雑種と違いまして、乳牛から産まれてくるものではなくて、黒毛和種という専用種から産まれてきますが、それまでの保証基準価格はなかなか実態を反映しなかったことから、特別対策を講じておりました。ただ、余りにも複雑になったので、22年度はこの31万円の上に積んでいる対策を一本化して、生産費に基づく経営費と家族労働費の8割の水準ということで、黒毛和種の場合は38万円というラインで補正しております。これが最近の対策でございます。

次に、12ページ目を御覧下さい。肥育牛対策の概要でございます。牛肉の素になる肥育牛については、子牛とは別な経営安定対策が講じてございまして。真ん中に棒グラフがございまして、通常時は赤の粗収益が生産費を上回っていますが、枝肉価格が下がったり、飼料価格が上がったりなど、収益性が悪化した時には、右のように粗収益が生産費を下回るということがございまして、その生産費を下回った分の差額の8割を補てんするという制度が、通常「新マルキン」と言っております。業界用語で申し訳ないのですが、肉用牛肥育経営安定特別対策事業という、経営安定対策を講じております。これは左側の囲みにありますように、生産者がそれぞれ1頭当たり幾らか積み立てまして、この3倍を国が積み立てまして、積み立てたものから補てんしていくということでございます。下の表に第1、第2、第3四半期までの交付実績が書かれております。

続きまして、豚肉でございまして。14ページになります。豚肉については、グラフにありますように推定出回り量は、BSEのときに牛肉から豚肉に需要が若干シフトしまして、13年以降かなり需要が増えましたが、その後頭打ちになり、最近ではやや減っております。

国内生産量は青い折れ線グラフですが、大体50%を超える水準、重量ベースで55%ぐらいを国産

で賄ってございます。豚肉の主な輸入国は、右にございますように北米、EUとなります。

15ページに豚肉卸売価格の推移がございます。青いラインが21年度ですが、21年度は例年になく豚肉価格が低迷しまして、特に8月以降ずっと400円台を下回るような、近年にない低水準が続きました。22年度は回復しまして、赤いラインで示されております。豚肉価格は通常、夏場が高くて秋、冬が下がるという季節変動を繰り返してございまして、22年度はほぼそれに近いような数字になってございまして、最近では528円と比較的高い水準です。

グラフにあります400円のところの点線と、550円よりちょっと下のところの点線が、それぞれの上位価格と基準価格でございまして、これも枝肉価格がこの幅に収まるような価格帯がいいということで、今回御審議いただきます安定上位価格と安定基準価格は、この価格のことでございます。

養豚の経営対策については16ページでございまして、養豚対策については、昨年度までは各県単位で経営安定対策をやってございまして、バラバラに基金を積んでいたのですが、本年度からは全国で一本化し、計算方法も一本化ということで、国と生産者が1：1の割合で基金を積むことにしております。グラフがありますが、保証基準価格460円という生産コストが実勢価格が下回ったときに、その8割を補てんする仕組みを作っております。

17ページの一番下に、平成22年の実績が書いてございます。第1四半期、第2・3四半期にそれぞれ補てんがなされております。

続きまして、鶏肉でございまして、19ページになります。鶏肉については、左のグラフを見ていただければわかりますように全体の需給はやや増えている状況ですが、ピンクの国産部分が比較的增加基調にあるということでございます。これは何故かと申しますと、右の輸入量を見ていただくとわかるのですが、水色のブラジル、その上にタイ、米国、中国とありますが、近年は鳥インフルエンザの関係で、以前多かったタイや中国からの生の鶏肉を輸入することができなくなりまして、加熱されたものしか入ってこないことから、ほとんどがブラジルからの輸入になりまして、基本的に国産鶏肉の供給量が増えているということでございます。

鶏肉卸売価格は20ページになります。もも肉とむね肉の2つに分けて、赤が22年度、青が21年度を示していますが、22年度は比較的高水準で推移しているということでございます。なお、鶏肉については特別な経営対策というのは講じておりません。

次に鶏卵でございまして、鶏卵については、需給に大きな変動はございません。鶏卵の場合は生の形で輸入するものがほとんどありませんので、国内の中で大体調整ができていくということで、非常に安定的に推移をしております。

価格については22ページでございまして、価格は季節変動がございまして、青が21年度、赤が22年度になりますが、これも秋から年末は高くなって、年明けは下がってという季節変動を繰り返しています。これについても21年度よりは22年度の方が、全体的に価格が上回っております。

23ページですが、鶏卵については対策がございまして、鶏卵価格安定対策事業という卵価が下がったときの補てん事業がございまして、真ん中に補てん基準価格と標準取引価格という実勢価格が書いてございますが、標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合には、その9割を補てんするというので、その下の欄に4月から1月までの補てん金単価が書いてございます。22年度は比較的卵価がよかったので、補てんは余り出ていないという状況です。

ただ、21年度は、若干鶏卵の生産量が多かったこともあり、価格が低下したため、22年度は右に鶏卵需給安定緊急支援事業とありますが、いわゆる需給調整のための事業を講じたところなんです。こうしたこともあり、価格が上がったものと思われまして、具体的には、鶏の場合、1年から1年半た

ちますと、鶏舎にいる鶏を全部一度外に出して新しい鶏を入れるのですが、その空舎期間を延長することで、少し需給を調整するといったことに対する奨励金を交付するという内容のものです。

次に24ページですが、23年度は、そのような価格安定対策と需給調整対策を1つの事業で組み合わせようということで、今国会で予算要求をしております。右上の囲みの中に書いてございますが、補てん基準価格を標準取引価格が下回った場合、差額の9割を補てんするというのは現行制度と一緒ですが、さらに価格が下回ってなかなか回復が図れないような水準になった時には、成鶏の出荷や空舎期間の延長を奨励する対策を講じることで卵価の浮揚を図る。これを最初から1つの事業で運用していこうと今準備しております。

以上が、経営安定対策で、プロイラー以外については、それぞれ経営対策があり、23年度もほぼ同じ形での要求をしているということでございますので、御承知おきください。

続きまして、25ページ、最近、大変関心が高まっている配合飼料価格の動向でございます。配合飼料価格自体は、海外からの輸入穀物の価格、海上運賃、為替の3つの要素で大きく変動します。下に3つに分けてございます。

とうもろこしのシカゴ相場は、2008年から書いてございます。2008年6月の末に1ブッシェル当たり7ドル55セントが最高になり、その後、大分下がってきたのですが、昨年末ぐらいからまた徐々に上がってきまして、ここには書いてございませんが、一番高い水準が2月17日に7ドル12セントを超えました。本日は6ドル79セントということで、リビア情勢のあおりを受けたと聞いておりますが、ストップ安な状態で、7ドルを割っている状況でございます。このように大変変動の激しい穀物相場となっております。

海上運賃は、2008年は非常に高かったのですが、最近は落ち着いております。為替の相場も最近はや高で推移しているということで、ちょうど2008年の夏はとうもろこしも史上最高で、運賃も2008年は史上最高をマークして、なおかつ為替も100円ぐらいということで、日本に来る飼料穀物価格が高くなる要素が重なったのですが、現在では、とうもろこしの相場は高いものの、運賃と為替は比較的落ち着いているという状況でございます。

次に26ページでございます。日本の畜産を支えている配合飼料価格は、海外の穀物価格で相当大きく変動しますので、配合飼料価格安定制度を設けておりまして、これは2つの基金で農家の配合飼料の支払いを安定させようというものでございます。

上にあります異常補てん基金というのは、国とメーカーがあらかじめ半分ずつ、配合飼料供給安定機構という団体に積んでいるものでございます。下に矢印が行っていますが、通常補てん基金は農家とメーカーが積んでいる補てん基金でございます。通常の変動はこちらで補てんしますが、大きな変動になると上の異常補てん基金からも補てんするという二段構えになっています。

これがどのように機能しているかといいますと、27ページになります。左側に餌の配合飼料価格の建値、農家とメーカーの間の価格になりますが、これがどんどん高くなった状況の中で、上がり基調になりますと、通常補てんなり異常補てんが上がり具合によって発動されまして、農家の実質的な負担は白いラインで増えていくということでございます。要は急な値上げに対処して、農家の負担増を抑えるということで、この基金が機能しております。

21年1月以降は、配合飼料の建値がぐんと落ちましたので、この基金からの補てんは、通常補てんも異常補てんもなく、しばらくは農家の負担だけで、5万円台の配合飼料価格ですんでおりました。23年1月～3月期は、配合飼料価格の値上げがあったことから、5万5,950円という建値に対して3,250円を補てんするというので、農家の実質的な負担は200円程度に収まっているという

ことでございます。

次に28ページでございます。配合飼料価格に依存しているということは、我が国の畜産の構造上致し方ない部分もございますが、できるだけ国産飼料を作るということで、特に大家畜を中心に国産飼料、粗飼料は国内で賄っていくため、色々な増産対策を講じております。

左側に、飼料増産の推進とございますが、基本的に水田の有効活用や草地の生産性向上や放牧を進めることで、我が国の粗飼料自給率を高めるということをお大前提にしておりますが、エコフィード等、飼料資源として色々な農場副産物や食品加工残渣を有効活用するという動きも大分広がっております。

また、一番下でございますが、農家も規模拡大しますと自ら飼料生産することは大変難しくなっておりますので、農家の飼料生産を代替する組織として、コントラクターやTMRセンターと申します給食センターみたいな施設を作りまして、ここから農家に飼料を供給することで、実質的な農家の労働負担を和らげていながら飼料自給率を高める工夫をしております。

以上、駆け足でございましたが、最近の畜産・酪農をめぐる情勢について説明させていただきました。

次のページからは、制度の概要が書いてございますが、先ほどの説明の中で折に触れて御説明しましたので、また後ほど質疑の中で必要があれば、御説明したいと思います。

私からは以上でございます。

○伏見動物衛生課国内防疫調整官

それでは、引き続き、家畜衛生をめぐる情勢について御説明いたします。資料5でございます。その後、日本における高病原性鳥インフルエンザと、韓国における口蹄疫と鳥インフルエンザの資料を別冊として配付しておりますので、併せて御覧下さい。

まず、資料5の最近の家畜衛生をめぐる情勢についてでございます。

1ページ目を御覧下さい。家畜伝染病の発生状況ということで、22年のところを見ていただきますと、注4として平成22年2月末までということで、ほとんど数字が入っておりませんが、これは昨年4月の口蹄疫の発生を受けまして、ある県が整理ができていないということもございまして、載せておりません。その県を除きまして、他県の累計を見ますと、高病原性鳥インフルエンザの発生はございますけれども、この中に掲げている病気で大きな発生はないということを申し上げておきます。

続いて2ページでございますが、今現在、ここ数日高病原性鳥インフルエンザの発生はございませんけれども、家畜伝染病対策の基本が書かれておりまして、発生予防対策と蔓延防止対策という2つに分けております。発生予防というのは、まさに発生させないということで対策をとるものでございまして、蔓延防止というのは、発生した場合には広げないということが基本でございます。

発生予防対策はどのようなものがあるかという、左側に「水際検疫」と書いてございますが、水際検疫というのは、海外から畜産物等を入れるときに、動物検疫所を通っていただきまして、そこで病原体を入れさせないとか、ちゃんと物品を管理するということをしているものでございます。あくまでも家畜の病気を入れないという観点でやっております。

ちょうど真ん中あたりに農場の飼養衛生管理の徹底ということで、普段から健康的な家畜を飼って、病気を発生させないということが基本になるということでございます。

万が一発生した場合には早期発見・早期通報が基本でございまして、昨年11月の島根県でも、農場主の方が普段からよく管理されていて、固まりで死んでいるのがおかしいという、その異常を見

つけたことによって通報していただいたということで、ほとんど死亡羽数のない状況でも、見つけられたという事例がございます。

防鳥ネットが破れていたといった話は、ネットの問題ではなくて、野鳥を侵入させないためにはどうしたらいいかということが基本ですので、我々はそこをとやかく言うわけではなくて、全体の防疫体制の中でどうやっていくかというのが問題だと思っております。

国が防疫指針の基本を定めるということがございまして、実際に防疫措置を実行していただくのは、都道府県にある家畜保健衛生所の獣医師資格を持っていらっしゃる家畜防疫員の方がやっていただくということで、地域の実情、発生状況にあわせて防疫措置を講じていくということでございます。

3ページに書いてございますが、後ほど別の資料でも御説明いたしますが、一番右の下に、平成22年の島根県での発生を書いてございます。1農場で約2万羽、ここで防疫措置も完了し、淡々と防疫措置を実行させていただいたということでございます。下の方に、コブハクチョウというのがございますが、野鳥の関係、あるいは動物園動物に近いものについても対応したということで、富山県の事例と鹿児島県の事例を整理しているものでございます。

4ページは海外の発生状況ということで、高病原性鳥インフルエンザについては、アジア地域を中心に中東まで発生が広がっています。渡り鳥ということもございますが、まだ疫学調査ということで発生の原因究明はきちっとできておりませんが、今後、専門家の御意見を聞きながら整理していくものでございます。

5ページ目以降、BSE対策でございます。BSEについては、5ページの下の方に、21年1月の北海道以降発生がございません。全くなくなったのかと言われると、まだはっきりとは言えませんが、21年1月から発生がないということだけ申し上げておきます。対策についても、決められた対策をどんどん講じていくということで、実際に今もやっているものでございます。

11ページのヨーネ病という牛の病気ですが、これについて我々、なるべくきれいにしていきたいということで、特に予算を集中的に付けてやっている対策でございます。

12ページは、オーエスキー病という豚の病気ですが、対策を強化して、清浄化に向けて取り組んでいる事例でございます。

13ページ以降、これは養豚農場における衛生対策の推進方向と書かれておりますが、先ほどから、病気が出たらただただではなくて、一步踏み込んだ形で予防的に病気を起こらないようにする、あるいは防ぐようにするというところで、政策を講じております。

14ページ目は、我が国畜産物の安全性の確保についてということで、真ん中ぐらいにございますが、HACCP方式を畜産版に直して、そのいいところをうまく使って、高度な衛生管理をして安全な畜産物の供給につなげていきたいという取組を紹介させていただいております。

15ページは、このような取組で、消費者に安全な畜産物を供給するというところで、信頼を確保するための取組を講じているところでございます。

16ページ以降は、参考資料でございます。

別添で付けた資料を御覧いただきたいのですが、1枚目は日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況でございます。報道等ですでに御承知になられている方もいらっしゃると思いますが、頻りに高病原性鳥インフルエンザが発生しているという認識があるかもしれませんが、右側の緑色のところが野鳥でのウイルスが分離された事例でございます。重複している県もございまして、今日現在と言った方がいいかもしれませんが、北海道を含めまして、11県で23例ございます。これは緑色なのですが、地図を見ると赤い部分が多いように見えますが、赤は家禽で発生している事例で

ございます。例えば、宮崎県で野鳥が発生しているのですが、それについては赤色になっておりますので、そのように整理しているということです。

家禽についての発生は、昨年の島根県の発生を入れまして7県、昨日まで19例の発生となっております。そのうち重複しているのが、宮崎県で12例、愛知県で2例でございます。移動制限区域というのは、防疫措置が全て完了した後に、21日経過すると移動制限が解除になるということでございますが、先週から移動制限区域の解除が始まっておりまして、防疫の基本、清浄性確認検査をして問題がない場合には、移動制限を解除していくということで逐次進めてさせていただいているところでございます。

青色のところは家禽以外の鳥類ということで、右下の方でございますが、12月の富山県の動物園のコブハクチョウと、23年2月に公園でのコブハクチョウ、コクチョウということで、兵庫県、山口県が入っております。野鳥の場合は、防疫指針に少し書かれていますが、10kmを監視区域と指定して、そこで家禽に異常がないかということをお我々サイドで確認しながら、家禽での発生をさせない。では、野鳥は放っておくのかというわけではないのですが、野鳥については、家禽に対する発生のおそれがある場合は消毒、あるいは実際に検査するのは家畜保健衛生所の獣医師がほとんどで、環境部局と協力しながら対応しているところでございます。

2枚目以降をめくっていただきますと、先ほど申し上げたとおり7県で昨日の段階で19農場で発生しているということでございます。それぞれ細かく書いております。上下で2つございますが、下から2つ目の移動制限解除というのがそれぞれ日付が書いてございます。例えば宮崎県の2例目というのが、本日終了して24日の午前零時になれば、今のところ何も異常がございませんので、解除されるということです。また、愛知の1例目についても25日に解除ということで、このように清浄性確認検査が終わっているところは、何ら異常がなければ解除されるということでございます。

今のところ19農場ということでございますが、三重県の2月16日に発生した事例が順調にいけば、3月15日の零時に解除見込みでございます。それ以降は各県の地図について整理しておりますので、お時間のある時に御覧いただければと思います。

それから、韓国における口蹄疫の発生状況を赤とピンクで書いております。韓国においては、左下のほうに全羅北道、全羅南道と、島で済州島というところがございます。あと上にソウル特別市がありますが、これ以外の地域は口蹄疫が発生しています。韓国は、発生していない地域でも、全部ワクチンを接種するという方針になっている状況でございます。

2月22日の報道等による情報を整理したのが右下にございます。約340万頭の家畜を殺処分予定ということでございます。2月15日までに、3,447農場で感染を確認しています。先ほど申し上げたとおり隣国である韓国で発生しているということで、水際検疫を強化しております。春節、アジア地域のお正月ですが、強制的にいつてくれるなという訳にはいきませんので、暮れの段階から海外旅行等、あるいは畜産関係者の旅行等についてはなるべく自粛していただいて、なるべくそういうところに立ち寄らない。行ったとしても、きちっとルールを守っていただくということで、水際検疫の強化によって侵入防止する努力をしているところでございます。

1枚めくっていただきますと、韓国は高病原性鳥インフルエンザも発生しておりまして、このようにピンクになった部分が全部発生しているということで、2月1日付の報道でございますが、合計で541万羽が殺処分対象になっているということでございます。韓国でもワクチンを使うということはしておりませんし、ワクチンを使うことによる弊害によって、口蹄疫と違ひまして、ワクチンを接種することはしない、摘発・淘汰ということを基本にして守っていくということでござい

す。

私からは以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

質疑応答については、後ほど一括でさせていただきたいと思います。

引き続きまして、平成23年度畜産・酪農関係事業の概要と平成23年度予算概算決定の概要について、事務局から説明をお願いします。

○原田畜産企画課長

続きまして、予算関係の御説明でございます。資料6と資料7があるのですが、先に資料7を見ていただきたいと思います。平成23年度予算概算決定の概要、生産局畜産部というものでございます。

めくっていただきますと、1ページ目が畜産・酪農経営安定対策ということで、先ほど私の方から畜種別に説明をさせていただきましたが、これがまとめてあります。下段から下、主な内容の1. 酪農経営安定のための支援、めくっていただいて、2. 繁殖経営、3. 肉用牛肥育経営、4. 養豚経営、5. 採卵養鶏経営ということで、先ほど御説明したものを概略まとめております。基本的には22年度と同じ仕組みの事業を23年度も予算要求していますが、チーズの一部と採卵鶏対策については、若干内容が変わっているということでございます。

飛ばしていただきまして、他の対策として大きなものを御紹介しますと、13ページでございますが、酪農経営、その他各畜種の経営安定対策を進めると同時に、多様な畜産経営を進めていこうと。規模拡大とか一辺倒ではなくて、多様な畜産経営を進めていこうということで、畜種毎に色々なことができるようにしたいと思っております。基本的には一番上の欄、多様な畜産経営の推進と競争力強化の下に、強い農業づくり交付金とリース支援事業とございます。こういったものを各県が県の裁量で使える強い農業づくり交付金と、個別の農家が使いやすいリース事業で、個々の経営の支援をするというのが13ページの大きな括りでございます。

次に15ページでございますが、畜産の場合は、いつも家畜排せつ物の有効活用がテーマでございます。家畜排せつ物の有効活用の事業についてまとめておりまして、産地活性化総合対策事業のうち、産地収益力向上支援事業と書かれております。半ばから下に、主な内容と書いてございますが、資金を活用していただいて利子補給をする、融資残の10分の1を補助するというところで、資金を活用した使いやすい事業にしたいということでございます。

17ページをお開きください。自給飼料関係でございます。飼料自給率向上のための色々な事業をまとめてございます。一番上の欄で、飼料増産総合対策事業とか畜産公共事業。畜産では草地を整備しますので、畜産公共事業というものがございます。あるいは農業者戸別所得補償制度でも、飼料用稲、あるいは稲WC Sなどについて交付金を交付しておりまして、こういったものも飼料自給率の向上対策という位置付けをしております。

24ページが、先ほどお話ししました配合飼料価格安定対策の国としての予算措置、所要額320億円とあります。

25ページが、飼料穀物備蓄対策ということで、13億7,200万円でございます。飼料穀物備蓄対策については、いわゆる事業仕分けでかなり金額は減っておりまして、事務方としては残念なのですが、このように配合飼料原料になる穀物が逼迫するような状況もございますので、大事に使っていきたいと思っております。

26ページ、27ページが、生産性向上の基本になる家畜改良対策でございます、それぞれ和牛、乳牛をまとめてございます。

29ページが、学校給食用牛乳等供給推進事業ということで、これも以前から、学校給食の供給を円滑にすることで体位向上や消費拡大を図ってまいりました。これも事業仕分けで少し削減になりまして、9億6,000万円という規模でやっていくことになっております。

30ページは、食肉等の流通合理化で、産地の食肉センター等を整備するための事業でございます。

以上が、今国会で御審議いただいております23年度予算概算決定であります。畜産の場合は農畜産業振興機構の資金を利用した事業がございまして、それについても簡単に御紹介します。

資料6の平成23年度畜産・酪農関係事業の概要でございます。1ページ目は、これまでも御紹介した畜産・酪農経営安定対策の事業でございます。

2ページ目が、それらを補完する形で農畜産業振興機構、「ALIC」と書いてありますが、この資金を活用した事業でございます。22年度までは、こういったALICの事業については2月から3月にかけて決めていたのですが、去年12月のALICへの交付金が決まる中で、ALICの資金も概略固まってまいりましたので、年末にまとめて23年度のALICの単独事業についてまとめてございます。これが一番上に書いてあります141億8,300円という所要額でございます。酪農経営安定対策補完事業にも、生産者から御要望の高いヘルパー利用とか入っています。上から5つ目の丸は畜産特別支援資金融通事業と申しまして、いわゆる負債整理資金でございます。

その下は家畜防疫互助基金、口蹄疫や鳥インフルエンザのときに、農家の経営再建を支援するために作っている互助基金の資金がございまして、こういったものを農畜産業振興機構の事業として組み込んで、23年度の予定事業として執行するつもりで今準備しております。

私からは以上でございます。

○鋤柄畜水産安全管理課総括

次に資料8を御覧下さい。引き続き、畜水産安全管理課の予算の概要について御説明申し上げます。

私どもは安全な畜産物の安定供給、そのために必要な健康な家畜の生産を確保するため、安全な餌、動物用医薬品の供給、それから適切な獣医療の提供というものを図っているところでございます。

平成23年度の予算につきましては、まず1ページですが、産業動物獣医師の確保とその質の一層の向上に対する支援でございます。対策のポイントでございますように、獣医系大学の学生を対象とした臨床実習の実施、修学資金の貸与、臨床獣医師を対象とした卒後研修の実施というものを図っていくという事業でございます。

次に3ページでございます。動物用医薬品への対策でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、去年は口蹄疫、今年はまだ鳥インフルエンザといった疾病が流行しているわけですが、こういった病気を含めて伝染病がアジア地域で流行している。こういった病気を我が国を含めたアジア地域全体で、疾病の発生予防対策、蔓延防止対策を行っていくためには、こういうものの武器となる優秀なワクチン、動物用医薬品をアジア地域に供給していくことが大事である、こういった趣旨の事業でございます。

続きまして、5ページでございます。口蹄疫簡易診断キット実用化ということで、家畜を診察している獣医さんが現場で口蹄疫を迅速に診断できる、診断キットの開発に着手するというところでございます。

次に、6ページは餌の安全確保対策です。具体的には、有害物質の混入を防止するための対策ということでございます。

7ページ以降については、これまでお話ししたものに加えまして、餌とか動物用医薬品に関する調査、試験、監視関係の事業でございます。個々の説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○伏見動物衛生課国内防疫調整官

引き続きまして動物衛生課の予算の概要について御説明申し上げます。資料9でございます。

まず1枚めくっていただきまして、1ページ目に口蹄疫総合対策ということで、概算決定していただいた予算を整理しております。今、畜水産安全管理課から説明があった予算も組み込まれておりますが、2ページ目を御覧いただきますと、大きく分けて口蹄疫総合対策としては、周辺諸国での発生を踏まえた発生予防の取組強化ということで、後ほど説明しますが、水際対策の強化ということで動物検疫所で、口蹄疫に対する広報活動を含めた情報の周知徹底等、加えて国内線においても発生時には靴底消毒を実施するというところで、現在、靴底消毒等は国際線を中心にやられておりますが、23年度からはその乗り継ぎ便というところまでやっていきたいということで予算を確保しているところでございます。

また、万一の発生に備えた危機管理体制の強化ということで、先ほど説明のあった簡易診断キットの開発ということで、かなり精度を高めたものを開発しないといけませんので、そういう予算を要求しているということでございます。また、防疫マップの開発等、整理しているものでございます。

これとは外枠になりますが、一番下の方に研究開発ということで、技術会議事務局が新たな検査方法の開発や抗ウイルス薬の実用化ということをやろうということで予算を組んでおります。

3ページ目以降は、主なものについて申し上げますが、3ページ目に書いてありますのは、鳥インフルエンザと牛白血病について、予算化して病気を抑えていこうということで準備している予算でございます。

7ページ目を御覧下さい。先ほどめぐる情勢で御説明しましたとおり、家畜生産農場清浄化支援対策事業ということで、これは来年度も続けていく予算でございますが、その中でヨーネ病とオーエスキー病の清浄化を図るための取組を行っているということでございます。あと、吸血昆虫という話もありますが、ワクチン等を打つことによって病気をコントロールできるものについては、この中で対応していこうというものでございます。

8ページは、畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保するというところで、HACCPの考え方を取り入れた予算とそれを推進する予算ということで、農場の衛生水準を上げていくということで準備している予算でございます。

9ページ目以降、消費・安全対策交付金ということで毎年要求させていただいておりますが、ハード面のものは家畜保健衛生所を整備するものですが、ハード面とソフト面によって都道府県の防疫活動に利用していただく予算でございます。

11ページ目ですが、これは高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、防鳥ネット等の必要なものについて緊急的な整備をする予算を新たに確保しておりますので、有効的に活用させていただきたい予算でございます。

12ページは、家畜伝染病予防費負担金ということで、これと次の13ページの患畜処理手当等交付金というのは予算計上しておりまして、万が一、家畜伝染病が発生した場合にこれによって防疫活

動するための予算でございまして、余りいいことではないのですが、この予算がなくなれば再度予備費を要求して、常に予算は確保し続ける予算でございまして、このように防疫対応を行うための予算が確保されているということでございます。

15ページに、動物検疫所の検疫事業費も毎年確保して対応しているということを申し添えて、私からの予算の説明は以上でございます。

意見交換

○武内部会長

ただいま、現在の畜産・酪農をめぐる情勢、畜産物価格制度の概要、家畜衛生をめぐる状況、さらに平成23年度予算概算決定内容についての説明をいただいたわけですが、これから先は、以上を踏まえて皆様方に御意見、御質問をいただきたいと思っております。

今日は、新しい委員の皆さんによる初めての畜産部会でございますので、全員の方に、自己紹介を兼ね御発言をいただきたいと思っております。恐縮ですが、3分程度で質問、あるいは御意見をお願いしたいと思います。それで、それぞれの委員の方に個別に回答するのではなくて、一通り委員の皆さんからの御質問、御意見を受けた上で、事務局の方から回答いただき、またさらに追加質問があれば、時間の許す限りにおいて続けていくという形をとりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、あいうえお順に、阿南委員お願ひいたします。

○阿南委員

私は、全国消費者団体連絡会の事務局長をしております阿南と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、牛肉の需給動向ということで5ページから資料がありますが、質問させていただきたいのは、和牛と乳用種と交雑種と生産量の推移が書かれていますが、消費者から言いますと、交雑種というのは国産で、価格もそれなりにリーズナブルで、割とおいしいので、そういうものを食べたいという要望は結構あります。その代わりに和牛は価格も高ければ、脂が嫌いな消費者も結構大勢いるので、そんなに食べたくないとか、食べられないという状況です。これに対して別々の補助とか、普及促進の対策がとられているとしたら、それが違うものなのか。私としては消費者の需要により即した形で補助が出されるべきではないかと考えております。その辺についてお聞かせ願ひしたいと思います。

もう1つは、韓国における口蹄疫の発生状況について説明がありました。私も情報収集をしておりますが、韓国はワクチンを接種して食用に回して、食べているということを知っております。それについて御説明をお願いしたいと思います。私の意見は、食べるべしという意見です。

それから、鳥インフルエンザは大変な状況ですけれども、マスコミなどの報道によりますと、ネズミなどが媒介して伝染しているという状況であるということなのですが、養鶏場は防鳥ネットとかの対策はとられるようではございますけれども、私は基本的にはネズミが入らないような養鶏場だと頭から思っていたので、そこについて改めて補助をするのかということ、基本的なことができていないのではないかと考えているのです。そうした状況についても少し御説明いただければと思います。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、石澤委員、よろしくお願いいたします。

○石澤委員

私は青森県の常盤養鶏農協の組合長をしております。

6年前から飼料用米に取り組んで、最初は1町歩ぐらいだったのですが、昨年が197名の生産者で234ha、今年は既に320名ぐらいの方で、面積でいうと、大体600町歩ぐらいまでいくのではないかと状況にあります。全員の方に鶏糞を使っていただくということ、あと農薬を使わないで作っていただくという仕組みにしています。そういう中でこの飼料用米に関しては、農林水産省が色々な規制をその都度外していただいております、その辺に対しては本当に感謝申し上げます。

併せて、鶏の関係については、今までは餌の価格が上がると卵の価格がある程度変動するような形だったのですが、現在はどちらかというと買う側の要望になってしまっていて、端から「卵は1パック何ぼで納品しろ」という形になっていますので、そういう点でも色々な形である意味本当に努力していただいて、日本の食文化として大事な生卵の文化をきちんとやっていただけるような予算を付けていただいた。もうちょっとお願いしたいところではありますが、とりあえず本当に感謝申し上げます。

先ほど阿南委員からたまたま同じような話が出ましたけれども、一応ネズミの穴とか野鳥が入ってこないようにという努力は各養鶏場では皆さんしているのですけれども、いかんせん餌があるものですから、かなり完璧に防除してもそこら辺にネズミが近づいてくるような形ですから、私たちもその後、新聞報道でも出ましたので、各団体を通してそういう努力はしているのですけれども、その飼い方そのものについてもう一度、きちんとしていかなければいけない。もう1つは根本的に、特に動物衛生課のでもう一度検討していただければいいのは、本当の意味でこの鳥インフルエンザというのは、ほかに対処の方法がないものなのかもひっくるめて、再度議論していただく余地はないのかなという気がします。

先ほど阿南委員からお話がありましたが、ワクチンを打った牛の肉は食べてもいいのではないかと話もひっくるめて、同じように鳥インフルエンザについても、ただ単に穴掘って埋めていくようなことは、近くの子供たちが非常にショックを受けるようなことになりますので、もうちょっと何かやり方がないのか。ワクチンとまでは言いませんけれども、ある程度そういう方向性みたいなものも検討する時期が来たような気がします。

日本の畜産文化、生卵の食文化という部分をもう一度きちんとしていけるような、これからはずっとやっていけるような形。そして飼料用米も、今後はできれば「飼料用米」という名前はやめていただいて、食用の余った部分は畜産に使うという形で、今の農地を少なくしないような方向性で検討できればと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、小谷委員、よろしくお願いいたします。

○小谷委員

フリーアナウンサーをしております小谷あゆみと申します。今なくなってしまったのですが、3年前までCSのスカパーで中央畜産会の「畜産特産ごちそう産!」という番組を5年間やっていまして、50カ所ぐらいの牧場を訪ねました。今も「畜産コンサルタント」という中畜の雑誌に、畜産

コラムといいますか、ほとんどグルメのコラムなんですけれども、やらせていただいている関係で、今回委員をさせていただくことになったと思います。今はフジテレビのスーパーニュースで、グルメレポートをやっています。

畜産の番組で生産者をたくさん、熊本県的那須さんの農場も、以前訪ねさせていただいたことがありましたけれども、演歌を牧場に流していらして。よくモーツアルトなんか流している話は聞きますが、何で演歌かという、和牛だから演歌というようなすごく納得のいく、そういう心を込めて育てていらっしゃる生産者の方をたくさん取材してきました。ただ、フジテレビスーパーニュースなんかでいうと視聴率の関係で、どうしても私が結局言っているのは、安くて、やわらかくて、霜降りだということを連呼してしまう立場になっていて、その辺は自分の中でせめぎ合いなんですけれども、仕事なのでそういうことをやっております。

個人的に伺いたいなと思った話としては、どうしてもメディアの問題で、わかりやすくポークとか、ビーフとかブランドのお肉のことを紹介することが多いのですが、今の御説明で改めて農水省の仕事の内容が幅広く、大変だとはよく理解しましたが、今、6次産業の話をよく耳にするので、そのブランディングに対するバックアップといいますか、その辺りのことをもう少し伺いたいと思いました。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、近藤委員、よろしく願いいたします。

○近藤委員

近藤でございます。サントリーグループ全体のCSRといいますか、消費者に対して、消費者目線でどういう事業を行っていくかという仕事を長年やってきてまいりまして、今そのまま引き続きポストをもらって働かせていただいております。

この畜産部会についても、何年かお世話になりまして、色々な情報、勉強もさせていただきましたが、本日お伺いして、簡単に2つだけ質問と意見がございます。

1つは、国産チーズの普及のことについてです。これは割と最近になって非常に力を入れていこうという方針が出されてきたと思います。実際に国産チーズというのは、ここ数年非常に味がよくなってきて、びっくりするぐらいおいしいチーズがたくさん出回ってきていますし、スーパーでもそのコーナーを設けるところが非常に増えてきております。大変嬉しいことだと思うのですが、実際に具体的に国産チーズの普及に力を入れるということですが、具体的に実施されて、何か効果の上昇した対策があればお聞かせいただきたい。それともまだ始まっていないのか、その辺について見通しをお聞かせいただければと思います。

もう1つは牛肉のことですけれども、これも以前の畜産部会でよく議論になったのが、サシの多い和牛はもう食べたくないんだと、あんな白い肉はやめてくれという意見が相当出てきていまして、その傾向は現在どうなっているのかということです。先ほど御説明いただきました5ページの資料のところ、若干とはいうものの、この不景気にもかかわらず和牛のパーセントテージが伸びてきている理由を知りたい。実際にニーズがあるのは、サシより赤身の方が増えてきているのかどうかというところが1つと、もう1つは安い和牛が出てきている。これは生産量ですので、量とて言うのであれば、安くて、食べやすい、おいしい和牛が出てきているのかなというところが1つ仮説として持っていますので、そのデータがあればお聞かせいただきたい。

あと、一流のスーパーというか、全国的に名の売れたスーパーの牛肉売り場の方でも、ブランド牛と和牛との違いを知らない。一生懸命、何とか県牛と言って売っているのですが、「これは和牛ですか。」と聞いたら、「〇〇県の何とか牛です。」。再度「和牛なんですか。」と重ねて確認したら、「国産ですから和牛です。」と言うんです。「国産牛と和牛とは違うんですよ。」と。私がなんで肉屋さんには教えなければいけないのかと思ったのですけれども、お肉売り場専門の係の人にも関わらずそれをちゃんと知らないということで、まだまだ交雑種（F1）、乳用種、和牛の違いは一般消費者には浸透していないのだということをご前提にして、様々な取組をしていただきたいと思います。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

笹崎委員、よろしくお願ひいたします。

○笹崎委員

こんにちは。私はサイボクという、正式には埼玉種畜牧場という名前なのですが、種豚からスタートしている会社を経営しております。

元々は種豚の改良からスタートしましたが、どうしても流通の問題で生産コストを下げるのがなかなかできない。その割には店頭価格が非常に高いということで、流通に参入してやってきたわけでございます。さらにまた、ハムを作り、レストランを作り、あるいは堆肥を利用した野菜を販売し、今は温泉までやっているわけですが、「食と健康」というテーマで会社のコンセプトを作っていました。

ただ、今経営する立場で考えておりますと、資料の御説明を聞いて思うことは、絶えず後付けなんです。例えば、慎重に見守っていくとか。経営者というのは慎重に見守ることはできない。先にどう手を打つか。予算要求にしても、使うか使わないかわからないお金を、例えば口蹄疫で100億円準備する。これは正しい選択なんですよ。どうしてそれが仕分けされるのだろうかという問題は非常に大きな問題だろうと私は思っているわけです。

私は、今年から来年にかけて、また穀物、食料状況の世界的な大変化が起こってくるだろうと思います。そういう意味からすると、2年前はこうでした、1年前はこうでしたという延長線上の中での議論で終わっていいのかどうか。今現在の問題としては、餌が高騰しているわけで、今の豚肉の安定基準価格も、この価格では経営が多分できないだろうと思います。

ただ、生産コストというのは、農場によって余りにも違い過ぎるという部分があります。標準偏差でとりましても、多分今決めている460円という価格は、今までのいきさつでいった場合は何とか生き抜けるかなというところなんです。ただ、これからの餌の高騰を考えますと、今のままでいいのだろうかという、非常に大きな重石が乗った形で今日も来ております。自分自身は、生産と同時に、ハムを作り、お肉を販売して、レストランをやっているわけですから、お肉、あるいは乳製品も含めて、食品という観点で物をいつも考えなければいけない立場でおります。

当たり前のことなんですが、僕らが生産して何に苦勞したかといいますと、生産物が市場へ提供できるようになるまでに膨大な時間がかかるわけです。和牛にしても、豚にしても種付けしてから1年かかるわけです。あるいは種豚から考えたら、2年かかるわけです。そして、初めてお金になる。

ところが流通をやってみて思ったことは、仕入れの時にお金を払わなくていいわけです。業者が持ってきて、お金は、その日のうちに売ればお金になる。資金繰りが非常に違うのです。最

最終的にはもちろん払うのですけれども、売れなければ倒産になります。その仕組み、畜産あるいは農業の経済から見たときの特質というものをいつも捉えていかないと、一生懸命やっているメンバーは、1年たってみたら全然報われない、お金も入ってこないという状況になっていくということを理解しながら、この議論に参加していきたいと思っているわけです。

いずれにしても、外交問題を見てもわかるように、各国とも自分の都合で発言しているわけです。今の日本の農林行政だけでなく全体の行政から言ったときに、経営者として物すごい危機感を、私は生まれて初めてこれだけの危機感を持って今経営に臨んでいるというのは、今まではどこかに突破口があったのです。今は八方塞がりなんです。そういう中で新しい発想を持って手を打たなければ、今までの延長線上だけでは生き抜けない。

6次産業という話がありましたが、私も埼玉県の6次産業活性化の農業関係の委員をやっておりますけれども、農業から、生産から見ると、流通とか販売が儲けているとみんな思っているわけです。現実問題は、スーパーは24カ月売り上げ減であります。そして人件費も含めて大変なリストラをやって、小売業界も細々とやっている。もう今最後の波動の争いが、いつ決着がつくか。大きいところがどこまで倒産まで含めて出てくるのかという状況に今来ているような感じがいたします。

そんな意味で、生産だけが苦しいわけではなくて、流通も大変。6次産業化すれば夢が開けるといっても、よほどの努力をして知恵を集めなければ6次産業化は成功しません。販売業者の方は、我々よりもっと知恵を出して販売しているわけですから、簡単に考えて参入したらとんでもないことになると思いますので、そのことも申し添えたいと思っております。

いずれにしても、日本の場合は、よい生産物を作っていくしか方法はありません。私はドイツのDLGというドイツ農業協会の食品の審査員をやっておりますけれども、日本とドイツは基準が大変厳しい。これはよく似ています。ところが、スペインだ、イタリアだ、色々な各国から商品が出てくるわけですが、こういうところで言っているか悪いかわかりませんが、非常に大らかな商品が出てきて、審査に困ることが再三再四ございます。そんな意味で、この真面目な日本が、真面目であるが故に窮地に追い込まれていくということが正しいのかどうかという問題について、いつもドイツのメンバーと話をしているのが実情でございます。真面目な日本が救われるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

飛田委員、よろしく申し上げます。

○飛田委員

北海道農業協同組合中央会の会長をやっております飛田です。中央会というのは皆さん御承知のとおり、農業の基本と申しますか、中枢で仕事をさせていただいている。北海道は4万5,000戸ぐらいの組合員がいて、我々は系統扱いの中でも1兆3,000億、4,000億の取扱いをしている。酪農、畜産に関しては、酪農がほぼ6,500～6,600戸、畜産がそれぐらいの数がありますが、その中枢として仕事をさせていただいていると同時に、私は十勝で農業をやっているという立場で、これから畜産部会の委員として仕事をさせていただこうと思っております。

私は、畜産物価格を決めていく参考のためにお話をさせていただければと思いますが、特に酪農においては、平成20年の餌の高騰で非常に酪農家が苦勞いたしました。その時に止めざるを得ない酪農家もいました。ただ、期中対策をしていただいたこともあって、何とか生き延びてきたという

ことなのですが、一昨年は逆に餌が冷湿害でとれなかった。気候が相手の商売ですから、その気候の影響で、去年は猛暑。牛は寒さには強いですが、暑さには弱いので、繁殖障害や乳房炎が発生した。

それで結局、酪農家は乳房炎が発生すると出荷できません。まさか消費者の皆さんに、乳房炎の乳を飲んでくれということになりませんから。出荷できない乳ができるということは、結局、経費はかかるので、収入が落ちるといって繋がるわけです。そういう中で今北海道は22年の生産費はおそらく21年対比で98.9%ぐらいになるだろう。

同時に、府県は餌の高騰から含めておそらく5%以上の減産になっているということでございまして、そういうことを考えれば、今、北海道が府県の飲用乳の一部を負わしていただいていることも事実なのですが、そういうこともあって加工原料乳であるバター、脱脂粉乳の限度数量が185万トンで仕組まれておりますが、なかなか185万トンには届かず、4万トンから5万トンはマイナスになるだろうと考えております。やはり組合員、要するに酪農家は、いかに補給金単価をしっかりと設定し、生産したコストにきちっと対応できる方向を作らないと意欲がなかなかわかないのです。そういうことも踏まえて、この限度数量、補給金単価をどうするか、きちっと対応を考えていただきたい。

併せて、餌対策。先ほど原田課長からお話がありました。今日は7ドルを切っておりますが、これが、もし円安になった時にどういう形になるのか。1月～3月で3,300円近く上がりましたが、配合飼料価格安定制度でカバーできた。これが4月～6月以降どういうことになるのか。例えば20年にとられた期中対策をどうするのかということも含めて御検討いただいておかないといけないということを申し上げておきたい。

これは北海道だけの話ではなくて、酪農におけるホルスタインから生産される子牛、肉畜の対策。この価格がなかなか上がらないのです。700円そこらで推移しているということからすると、新マルキン辺りをしっかりと。例えば、負担金の拡充も含めて制度の見直しも必要だろうと思っておりますから、そこを十分御検討いただいて、23年度対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

那須委員、よろしく願いいたします。

○那須委員

皆様、改めましてこんにちは。熊本県の那須眞理子です。どうぞよろしくお願いいたします。

赤牛を飼っております。熊本県は赤牛の産地なんですけれども、今、本当に低迷しまして、県下で8,000頭ぐらいしかおりません。年々減ってきております。阿蘇地域辺りで飼われていた牛が、後継者がいなくて、阿蘇の原野も荒れ、野焼きする人もいなくなった状態です。あの原野をどうにかして守りたいということで、お年寄りの方、ボランティアの人たちで若干活動されておりますけれども、あの原野には赤牛しか似合いません。また、赤牛でないと立派な牛が育たないというところも、赤牛だからこそあの原野に合うわけで、あの原野を守るためにも、ぜひ皆さんに御支援をいただきたいというのが私の第一の願いでございます。

今日は色々説明をしていただきましたけれども、数字的なことは、私たちも現場で働いておりますから若干わかることもあります。でも、そういうことではなくてやはり現場を、私も消費者の一員ですが、消費者の方々にまずわかっていただきたい。この低迷している農業が、何故低迷

しているか。今、外国を見ましても、関税とか戸別所得補償でほとんど守られておりますけれども、日本に至ってはここずっとそういうことで、皆さんからすると守れてきたらとおっしゃるかもしれませんが、でも、実際コストをかけますと、なかなか守られているようで本当の数値的なものでは守られていないのです。だからこそ後継者が残っていない。これが儲かっていたら、残っております。ですから、儲かるということを皆さんに、戸別所得補償で税金をどんどん出してこれということは言いませんけれども、それでも、現場がどうなっているかだけでもまずは知っていただいて、そのためには自分たちが何を手助け、支援して、補助して、どういうことができるかなということを一人一人皆さんに考えていただきたい。

先ほど、武内部会長の方から、農業者も今からは企業的にならなければならないということをおっしゃっていましたが、私は企業という言葉は農業には余り好きではないのです。何故かという、企業という言葉、人が止まると書きます。農業に関しては、人が止まってはできないのです。特に家畜に関しては、朝、昼、晩関係なく誰かが見守っていなければ、病気一つ見落としてしまいます。そこから大きな問題が出てきます。ですから、企業みたいに1つボタンを押して流れ作業でできてくる車とか、そういうこととは全然違うような産物だということです。天気にも左右されます。

そういうことで現場をまず見に来ていただいて、どういうふうになっているか。今私は農業委員をさせていただいておりますけれども、農業の女性たちは、なかなか現場から離れられない。離れられないというのは、仕事がそれだけ多いということです。そういうことで色々なことも勉強できない。もう我が家の目先だけしかわからない。グローバルの社会の中にあつて、農業も国際社会の中に生きているんですよということも実感できないということでもあります。

農業の男性、サラリーマンの男性も未婚者が大分いるとは聞きますけれども、50代を先頭にもう20代、30代、いっぱい未婚者がおります。今婚活をしておりますけれども、後継者が自信を持って、俺についてこいと女性を引っ張っていくような男性が出るためには、どうしたらいいんだろうと常日頃考えて、今婚活をしております。農業を自分の思いのままというとおかしいですけども、自分の経営をある程度描いた中においてそういうことができるような農業なら、若い人がどんどん後を継いでくれるのではなかろうかという感じでおります。

我が家も、今年から次男が後継者で残っておりますけれども、それなりに今からは自分で販路を確保していかなければならない。今までは畜協さんとかJAさんだけを当てにしてきましたけれども、それではいけない。やはり自分で何らかの形で販路だけでも広めたいという願いがありまして、今、赤牛の販売を手がけるようになり、インターネットで、徐々に口コミで広がりつつあります。

農家の人たちは、JAさんも利用しなければならない、畜協さんも利用しなければならないけれども、自分で自分の力を少しずつ蓄えていく時代にきていますので、しっかり皆さんも見守って、今の時期少しでも後押しをしていただくと、もっと力が付いてくると思うのです。今がその狭間ではないかと思うのです。ですから、ここで少しお金を投資していただいて、大いに経営的な手腕を身につけるような経営者たるものを作っていただくと、もうワンステップ、ツーステップ、農業の地域がステップするのではなかろうかという考えを持っております。

それと1つ質問は、きょう切り抜いてきましたけれども、昨日一昨日の農業新聞だったと思いますが、豪州産の和牛が拡大という記事が載っておりました。折角日本は、農業の色々な分野においてすばらしい技術を持っているわけです。我が家は赤牛ですけども、黒牛に関しても、色々な種牛も産出しています。アメリカから今度は豪州に渡っているわけですけども、折角日本ですばら

しいものを作ったのに、あちらに行ってあちらの広い草原でこれを作ることができるのなら、とてもじゃないけど日本の狭い国土で、和牛だからといって作ることはできません。コストを考えても、ですから、こういうのが流れていく仕組みというか、何でこういうふうな流れになっていくのだろうと。折角技術を投入して、お金を費やして改良した牛が、外国に行って外国からまた日本に入ってくるなんて、おかしいのではないだろうかと思っただけです。

何もわからないことばかりで、今後とも皆さんに色々と勉強させていただくことになると思いますけれども、ぜひ皆さんのお力を借りまして、地域でも少しずつ農業が力を蓄えて頑張っていけるように私も頑張りますので、どうぞ御支援をよろしくお願いします。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、野村委員、お願いいたします。

○野村委員

野村と申します。京都産業大学総合生命科学部に所属しております。私は専門が家畜育種学という分野です。ずっと和牛、特に黒毛和種の品種改良について研究してまいりました。自己紹介を兼ねまして、簡単に黒毛和種の品種改良の現状をまず述べさせていただきたいと思っております。

御存じの方は多いと思いますが、現在、黒毛和種の育種では遺伝的な能力の評価というものが広く普及しております。遺伝的な能力というのは、育種価と呼ばれる数値で表される能力です。これは枝肉なりの重要な形質について、種雄牛なら種雄牛、繁殖雌牛なら雌牛の能力が数値として表されるというもので、黒毛和種では広範に普及しております。この数値はほとんどの種雄牛は100%出ておりますし、雌牛についてもかなりの割合で出てきているということです。

私は植物関係のシンポジウムとかにも呼ばれて今のようなお話をしたこともありますが、植物の人から見ると、ここまで遺伝学的手法が利用されている動物、生物は、おそらく和牛が一番ではないかと言われております。おそらく世界的に見ても、この技術が現場にここまで浸透している品種は、黒毛和種がトップクラスではないかと考えております。

それによって数値が公表されてくるわけですが、そこで何が生じたかと申しますと、当然、数値が種雄牛で公表されるわけですから、繁殖農家の方は、能力の優れた種雄牛を種付けしたいという要望、希望が出てくるのは当然のことです。特にその形質の中で、先ほど来何人かの委員からお話のありました霜降り、脂肪交雑の能力が重視されるわけで、それにトップクラスの種雄牛に繁殖供与が集中するという事態が生じております。多分、現在でもそれほど変わらないと思いますが、2年ぐらい前ですと、全国で生産される牛の50%、60%ぐらいが、わずか5頭ぐらいの種雄牛から作られているということになっております。

これによって霜降りは、右肩上がりに、改良されてきたわけです。それはそれでいいことだったわけですが、決定的に困ったことは、品種内で遺伝的な多様性が急激に低下していったということです。先ほど阿南委員と近藤委員から出されたお話の中にもあったと思うのですが、もう霜降りはこのぐらいでいいのではないかということで、例えば和牛でも、霜降りはそこそこに抑えて、もう少し増体がいい牛が作りたいたか、生産効率の上がるような牛を作りたいたといった時に、霜降りだけに特化したような種雄牛が広範に使われることになりまして、生産性とか増体能力とかの遺伝子、改良するための遺伝的な素材が、急速に失われていっているということになっております。

これはおそらくは黒毛和種なら黒毛和種で、それぞれの地域で細々というか、特殊な系統、希少系統を維持されている農家が現在でも残っております。そういった農家に支援をしてあげられるよ

うな予算の枠を広げていただければなと考えております。

先ほど口蹄疫のお話もありましたけれども、あの時もマスコミは、種雄牛が淘汰されることを大々的に取り上げられておりました。確かに種雄牛というのは高価で、これを1つ作るのに大変な努力をされてきて、それが淘汰される、あるいは県の持っているもの全てが淘汰されるというのは、改良にとっては大きな痛手になることは確かです。

ただ、1つ考えないといけないのは、先ほど私は遺伝的な多様性と申しましたけれども、遺伝的な資源ということから考えた時には、種雄牛というのは広範に使われているわけですから、その種雄牛の持っている遺伝子は、既に品種の中はかなり広く分布しているわけです。一番問題だと感じたのは、口蹄疫が発生した地域で、そこで飼われてきた雌牛を全頭淘汰しないといけないという事態があったということです。むしろ雌牛の方が、品種全体への遺伝的な多様性への影響という意味では被害を被った部分は大きいのではないかと考えております。

先ほど申しましたように雌牛というのは、過去からずっとそこで飼われてきたもの。もちろん種雄牛を色々掛け合わせていますけれども、そういった中にこそ希少な遺伝子が残されている。これがこれから和牛にとって、先ほどお話がありましたような脂肪交雑一辺倒から少しシフトしないといけないという時に、それに柔軟に対応できる素材を提供するのはむしろそういうものではないかと考えております。そういったところも加味して色々と考えていただければなと考えています。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

続きまして、晴野委員、お願いいたします。

○晴野委員

晴野でございます。私は、飼料輸出入協議会という組織におりまして、配合飼料原料の輸入を円滑にするための国内外の窓口という役目を仰せ付かっております。元々は商社で、配合飼料原料の輸入を20数年間、携わってまいりました。

仕事柄、1つ意見を述べさせていただきます。先ほどの説明の中で国家備蓄、飼料備蓄の話で、資料に書いていますように20万トンと非常に少ない数量になっている。皆さん御存じだと思いますが、とうもろこし、こうりゃんの飼料備蓄というのは平成5年では80万トンで、16年には60万トンになり、今回の事業仕分けで40万トンの申請に対し、それが結果的には、20万トン。米の問題や民間企業の備蓄もその背景にあると思います。

とうもろこし、こうりゃん、特にとうもろこしというのは日本は全量輸入で、年間1,600万トンです。そのうち飼料原料になるものが1,200万トン。簡単に言えば、毎月100万トン要というのが現状です。それと先ほど申し上げた20万トンということになると、国の備蓄だけを計算しますと、1週間に満たない数量である。我々からすると、いつか原料が切れるのではないかという危惧があります。

特に昨今、資料7の25ページにも書いていますように色々な問題、ハリケーン「カトリーナ」のような問題、あるいはパナマ運河が浅くなったときに船が航行できないという問題もあります。それ以外に昨今よく見られるのは、買い負けの状況です。特に市場でよく言われていますように、特に大豆ですが、中国が非常に大量に買っている。悪い意味での一番タイムリーというのは、配合飼料価格が値上げされる、3カ月ごとに値段を更改するのですが、その前の段階で値上げという問題。今回は、1月～3月は補てんがありましたので、末端には大きな影響はありませんけれども、値上

げの時に、飼料メーカーさんを含め配合飼料を買うユーザーは、駆け込み購入になります。その際に、原料が足りないというケースが時々見受けられます。特に秋の10月～12月に、原料の1月、2月、3月に当たる時に、もし1月～3月が値上げならば、12月の手当てを早めにしなければいけない。昔は10月～12月というのは、アメリカの国内の倉庫も余りなかったために、農家はとれたものをどんどん売っていきましたので、よかったんですけども、最近は相場を見ながら売り渋る場合もあります。それと港頭倉庫にあまりに船が来るために、船込みで物が積めない。そうすると中国の船が先に出てくるというケースも多々あります。今回もそういう状況がありました。

ですから、先ほど申し上げた20万トン、約6日間の原料で間に合うのかどうか。そして、そういう時にその対応はうまく組織立ってできるのかどうか。そういう問題が内在していると思いますので、その辺をよく検討していただきたいと思います。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

続きまして、廣野委員、よろしく願いいたします。

○廣野委員

私は香川県で酪農をメインに和牛の繁殖をやっております。規模は両方合わせて300頭程度です。農業をしたいということで、31年ほど前に新規参入しました。先ほど企業の話が出たのですが、私は農業を続けたために有限会社を設立しております。

ここに来て色々な問題を本当にひしひしと感じております。地域の問題、これは私の地域でも学校が閉鎖になるような状況で、限界集落も少しずつ出てきております。このまま農業を続けていくことは、このままではもうどうしようもないのではないかと。もう年齢的な問題。香川県においても、酪農戸数は130戸、成牛は5,000頭余り、生乳生産量で4万トンを切る状況になっております。特に年齢が高く、70歳以上が半数以上だろう。残る戸数は50戸程度になるのではないかと予想されます。

今現在、餌の価格が非常に上がる。餌会社からも、牧草は毎月上がりますよと。配合飼料も3カ月毎に上がるでしょう。今年1年間で多分生産費、餌代というのは10%ぐらいは上がることを覚悟しなければならぬだろう。このことが、もっと農家の戸数の減少に拍車をかけるのではないかと懸念があります。そのことが乳業メーカーとか流通の関係にも影響してくるだろう。残された人たちがそれでよくなるかという、そういう状況ではないというのは私も感じております。

私たちは食料を安定的に供給するという責任を持っております。2～3年前に、バターが店頭から消えたことがあります。果たして海外から安定的に農産物が入ってくればああいうことにはならなかったのではないかと。そんなに余裕はないのではないかと。日本の関税が三百数十%という話は聞いておりますけれども、オーストラリア、ニュージーランドからどんどん入ってくるような要素はあるのか、ないのか。政府がきちっと安定供給という部分に責任は持つべきではないかと私は感じております。

それと農業の価値として、私たちは200牧場ぐらいで酪農教育ファームというのを組織して、農業の現場に子供たちから色々な方にとにかく来てもらって、牛と触れ合って体験をしてもらっております。年間約90万人という数字が出ておりますが、口蹄疫その他、家畜伝染病のリスクの問題をどういうふうにかこれからしていったらいいのだろう。しないのが一番いいのだろうけれども、やるべきところはやるべきではないかと。我々の仲間でも、マニュアルを作って対応しようという話で今進めております。

それから、6次産業化という話が先ほど出ましたが、リスク分散のために、多様な農業経営をこれから支援していくべきではないか。私も今まで、とにかくコストを下げるために多頭化に取り組んできました。実際に多頭化することによってコストは下がってきました。でも、リスクも当然増えてきている。じゃあ牛を10頭、5頭飼って生活ができないか。これは6次産業化というところに結び付いていくと思いますが、これを具体的にどういうふうにやっていったらいいんだろうと考えております。私も昨年パン屋をやっておりますが、非常に難しいと感じております。

でも、こういう部分は多様な経営を育てていく。今まで酪農というのは、自分で売ることができない。売るところはない。ここの部分をどう変えていくか。ビジネスというか、お金の換えていくかというところを、経営者自らが判断できるような支援策を作っていくことが1つの方法ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○武内部会長

ありがとうございました。

富士委員、よろしくお願ひします。

○富士委員

J A 全中の富士と言ひます。引き続きの畜産部会の委員で古株でございますので、細かいことをお聞きしたり色々意見を言ったりしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。4、5点御質問させていただければと思ひます。

1点は、配合飼料価格の高騰が予想されるわけですが、今の通常基金、異常基金の財源。今も3年前に900億円を市中銀行から借金して、償還を今年度からやっていますけれども、この通常基金、異常基金合わせて、トン当たりどのぐらいの配合飼料価格の引き上げに対応できる財源があるのかということです。それを超えるとまた借金しないといけないのかということです。

2点目は、おそらく4月以降も配合飼料価格が引き上げられる状況にあると思ひますが、全農なんかも、先ほどありましたが、中国が本格的にとうもろこしの買い付けに走った時には、相当な激震が走ると危惧しています。そういう意味で、今回畜産物価格を決めますけれども、おそらく4、5、6の3カ月間の価格は織り込まれると思ひますが、それ以降の価格は極めて流動的で織り込めないと思ひます。そういった場合の期中改定とか追加関連対策も想定されるわけですが、その場合の財源確保のイメージは、どういった形で財源を確保していくのか、お聞かせ願ひたい。

3点目は、加工原料乳補給金の農家への直接支払いという問題が指摘されておりますが、それと指定生乳生産者団体との関係について、お考えがあればお聞かせいただければと思ひます。

4点目は、アメリカ産の牛肉の大腸で月齢が確認できないものが2月に発見されたと聞いていますが、それについてアメリカ側に対してどういう対応をとったのか、対応措置があったらお聞かせいただければと思ひます。

5点目は、畜産物価格を議論する時期です。今年初めてと言ひますか、今までは予算というか、価格関連対策と政策価格と同時期に決定してきたわけですが、ALICの財源がないということで、12月に関連対策を決めて、畜産物価格は3月となったわけですが、一緒に決めるのがベターだと思います。一緒に決めるということになると、また12月に価格もセットで決めるということになります。そうすると今度は4月以降の動向が読めないとか、生産費の数字が整うのかということ、難しいということになる。そうすると今後は、今年のようなパターンで分けていくのか、それとももう一回考えて、検討した上で12月にセットで決定した方がいいと思ひのか、その辺についてお考えがあればお聞きしたいと思ひます。以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

古川委員、よろしく願いいたします。

○古川委員

日本乳業協会の古川でございます。日本乳業協会は、私の森永乳業、明治乳業さん、雪印・ミルクコミュニティさん等々、乳業者で構成されている団体でございます。従いまして、乳業者の立場として3点ほど意見を述べさせていただければと存じます。

1点目ですが、先ほど近藤委員からもお話がございましたが、チーズ向けの助成措置は、従来は増やした部分だけだったわけですが、来年度からチーズ向けの全乳量に対して助成金が交付されるという予算になっておりまして、これによりまして、生産者の方々も、そして乳業者も、安心してチーズ生産に取り組むことができる環境作りができたなと感じている次第でございます。

ただ、一方で、これは必ずしも恒久制度ではないのではないかと。そして補助の水準が適切かどうか。あるいは、先ほど来出ていますように海外から輸入する食料は大変高騰するわけでございまして、こういう輸入チーズ価格の変動に対して弾力的な制度運用がどういうふうになされるかどうか、まだ課題はあるのではないかと思いますので、今後ともさらなる御尽力をお願いしたいと存じます。

2点目ですが、飛田委員からもお話がございましたが、今年の猛暑で乳牛は大変体力が弱ってしまっていて、生乳生産は現在も回復の状況にはまだまだほど遠い状況でございます。先ほどバターのお話もございましたが、これから牛乳・乳製品の需要期を迎えることとなりますので、政府におかれましては、生乳生産が早く回復するための必要な措置を講じていただいて、そして乳製品等が市場において不足するという事態に至らないように適切な措置をお願いしたいと存じます。

最後に3点目ですが、牛乳の消費拡大は私ども乳業界にとって大変大きなテーマでございまして、今日は皆様方に牛乳の消費拡大に御協力いただきまして、感謝申し上げる次第でございます。先ほど数字的な部分も御説明があったわけですが、猛暑で、下げ幅等は若干抑えることが昨年度はできたわけですが、現在はもとの減少率に戻りつつあるのではないかと考えております。私どもとしても、飲用牛乳というのは全国の生乳生産の半分を占めている重要な役割を担っているのだらうと思っておりますので、乳業者としても今後とも消費拡大に努めてまいります。政府におかれまして、引き続き御支援いただけるようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

皆さんから大変多面的でかつ実態を踏まえた貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から、いただいた御意見については今後の様々な行政の参考にさせていただきたくて、質問についてお答えしていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○原田畜産企画課長

石澤委員から出された飼料用米ですが、余ったものを使うということではなくて、食用も含めて米全体の中で位置付けられたらどうかというお話がございました。現実には今事実関係だけで申しますと、米対策全体の傘下の中で餌用も位置付けられているところでございます。これは畜産部単独で考えるのはなかなか難しいかなと思っております。我々もユーザーですから、ユーザーとしてどういったことを供給側にお願ひできるのかということは、皆さんの御意見も聞きながらまとめて

いきたいと思っております。

小谷委員からブランド化へのバックアップというお話がございました。資料3の後ろから4枚目ぐらいに、6次産業化への取組支援ということで、今農水省全体で取り組んでいるものがございませぬ。今年から、特に6次産業化を打ち出しておりますが、畜産はなかなか難しい点がございまして、例えば自分でさばいて、自分でパックにして売れるという商品ではございませぬので、必ず、肉ならと畜場を通す、生乳なら乳業会社、あるいは農協を通してまた買い戻すみたいな、色々な仕組みがありますが、なかなかストレートにいかない部分がございます。

それと、那須委員からもお話がありましたが、肉牛1頭売するためには、ウデやモモも全部売らなければいけないということで、規模が小さくないと売り切るとするのは難しい。サイボクさんですと、ハムにすると色々あるかもしれません。

できるだけそういった応援をしつつ、具体的なニーズの中でどういった解決ができるのか、資金手当も含めて、かなり事例も集めながら個別にまた御紹介する必要があるのかなと思っております。畜産の先駆者がいっぱいいるのですが、先駆者のお知恵を拝見したいと思っております。これもまた御相談したいと思っております。

近藤委員からあった和牛が増加した理由は、先ほどのグラフの中でも、17年ぐらいが子牛価格が50万もするような時期がございまして、かなりのインセンティブが繁殖農家にも出まして、結構な雌牛の増頭がその時図られました。その結果、生まれてきた子牛が肥育牛として出荷されるのがちょうど去年から今年ぐらいで、肥育牛頭数が増えております。これも基本的には山間地の非常に零細な繁殖経営も多いので、いつまでもそういった供給過多の状況は続かないと思っておりますし、現にそういう傾向になっております。

我々が措置している対策の中で、例えば肥育牛対策ですと、先ほどのマルキンと肉用種という区別しかございませぬ。肉用種の中でも全国一律で同じ金額を交付しますから、どういう経営スタイルをやれば儲かるのかというのは、まさに農家個々の選択にお任せしている部分がございます。それがいいのか悪いのかというのはありますが、そういう中で今まで各農家の方が、自分が本来売れるタイプの経営をしてきたかと思っておりますが、今日御議論がありますように、和牛の場合は、サシの入ったものは市場では評価されるけれども、実際の需給とリンクしているのかというと、これは昨年も随分議論がありましたが、なかなかリンクしない部分があって、実際に農家の方が作るサシ志向と、業者の方がサシで買う部分と、実際にスーパーで行って見る価格構成、あるいは需要等がどういうふうに関連しているのかというのは非常に悩ましい部分もあります。これも色々勉強しているところでございます。これも大きな課題であると思っております。

それから、笹崎委員からありました豚の肥育経営における今の保証基準価格の460円が妥当かどうか。これもこの3月にかけて少し検証したいと思っております。今予算要求上は460円と置いておりますが、餌価格の上げ要素もありますし、規模拡大で労賃が下がる要素もありますし、ここはもう少し検証したいと思っております。

飛田委員からお話のあった酪農における肉牛の資源ですが、酪農からは、ホルスタインの雄、交雑種という肉牛資源がありますが、これは最初に種を付ける酪農家の経営判断と、後から産まれてくる交雑種の子牛、ホルスタイン種の雄子牛の量は酪農家の経営判断で決まるのですが、それが牛肉の需要側のニーズに合うかどうか、これもまた絶えずギャップがございませぬので、マルキンの場合は、そういったものを品種毎にどういう形で制度として仕組んで補てんすればいいのか、これはその時の農家の積立金の負担の問題もありますし、これから3月末に向けて整理していきたいと思

っております。

外国に流れた牛というのは昔ございまして、かなり前なんです、アメリカに生体と受精卵が行って、それが迂回ブーメランみたいな感じで豪州に行ったものが今増えて、色々な形で日本とか中国とかに輸入されている。それを向こうでは「和牛」と称しているという話は新聞などでよく出ます。日本では、和牛とは言えないのですが、中国に行けば、和牛と称しても誰も罰することはできないということがあります。基本的に、本来肥育の部分で大分違うと聞いておりますし、日本は、野村委員のおっしゃったようにどんどん改良が進んでいきますが、今アメリカ、豪州にいるのはかなり昔のものが行っていますので、そこはしっかり競争していきたいということでございます。

また、法律で流出を止めるという仕組みはございません。今は和牛生産者の方々が、出さないようにしようということで、団体を中心にやっているところでございます。ただ、外国、個別には動物衛生課が定める家畜衛生条件ということで、生体、精液、受精卵は、衛生条件が整わないと出せませんから、そういった歯どめは一応ありますが、それは個々個別の話になるかと思えます。

富士委員からお話のありました価格の決定時期については、これは委員もおっしゃったように両方スパッとうまく繋げる時はないんです。平成12年の秋に一度だけ両方決めたことがございまして、価格と限度数量と関連対策を全部決めたことがございます。その次の年にBSEが出たものですから、その次の年から年度末にまた戻りました。本来の予算をすべて一括で決めるという意味で年末にした方がいいのか、今のように分離した方がいいのか、これもこれからよく考えなければいけないと思っております。次の価格決定を今年中にといい決め打ちがあるわけではございません。

あと、追加の関連対策を場合によってはするのかどうかというお話がございしますが、これも昨年までですとALICの資金を当てにして追加関連対策をやった例がありますが、おそらく今年以降は、そういった資金がないとすれば、政府全体で補正の議論がある時にどういう要求をしていくかということで、我々単独でそれを決めることはかなり難しいかなと思っております。

私からは以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。相当部分、畜産企画課長に答えていただきましたので、若干補足を申し上げます。

資料3の中の参考資料の5ページを開いていただきたいと存じます。家畜・家禽の種類ということで、肉用牛の部分でございます。左側の肉専用種のところに和牛4品種とありますが、黒毛和種、無角和種、日本短角種、褐毛和種というものが4品種挙がっております、これが和牛ということで整理されております。

他方、右にございます乳用種、いわゆる乳を搾る牛ですが、ホルスタインが中心になります。このホルスタインの雄は肉にするために育てるということでございます。これが乳用種。

他方、酪農家さんが自分のところで、雌牛の後継牛はもちろんホルスタインを種付けするわけですが、和牛の種を付けた方が子牛の実入りがいいものですから、ホルスタインの雌牛に黒毛和種の精子を人工授精しますと、交雑種(F1)というのが出てくるということでございます。

先ほど畜産企画課長からもございましたが、オーストラリアの和牛拡大という記事は、オーストラリアン・アグリカルチャー・カンパニーという、オーストラリアでは最古の大企業ですけれども、そこがアメリカを経由して入った和牛の純粋種も含めて相当資源を持っているということで記事になっていたかと思えます。

先ほど畜産企画課長からもございましたけれども、和牛の流出を止める法律というのはないので

すが、この和牛は、国内に入ってくる時は、和牛の表示ができないようにしているということでございます。これは平成19年3月に、和牛等についての「食肉の表示に関するガイドライン」を農水省で策定しました。これは法的な強制力はないのですが、我が国の登録制度上、和牛の品種であって、かつ国内で出生して、国内で飼養された牛であることが確認できているものに限って、「和牛」と表示していいですよというガイドラインを設けております。その結果、オーストラリアの和牛が肉として入ってきても、「和牛」という表示は遠慮していただきましょうといったものに取り組んでいるものでございます。

それから、先ほど近藤委員からございましたけれども、国産牛とか、ブランド牛とか、和牛とかの違いですが、国産牛というのは多くの場合、参考資料の5ページを御覧いただきますと、乳用種のところ、ここは「国産若牛」と書いてございますが、国産牛というのは、日本国内で生産された牛肉という意味ですから、多くの場合はホルスタインの肉に「国産牛」というような表示がされていることが多いと承知しております。

他方、ブランド牛ですけれども、これは色々なブランドがあるわけでございまして、松阪牛とか神戸牛は黒毛和種になるわけですが、交雑種も地域によっては取り組んでおり、ブランドとして売っている。それは黒毛和種ではないけれども、交雑種として地名を冠にしたブランド牛という形で成功している事例も結構多いと承知しております。

こういった取組は、従来から食肉の需要拡大という事業の中で支援をしてきたわけですが、先ほど紹介のあった6次産業化の支援の中でも、6次産業化は難しいという御指摘もございましたが、そういった点は引き続き支援していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。

まず、近藤委員からチーズの対策の効果についての御質問がございましたが、平成22年度の予算については、先ほど古川委員から御紹介もございましたが、チーズ向けの生乳の供給が拡大した部分についての補助金を充実させたところでございます。その結果、直接の因果関係について厳密に検証したわけではございませんが、平成21年度のチーズ向け生乳の伸び率が対前年度比で1.8%の減だったのが、平成22年度においては、4月から12月まででございますが、5.5%の増加となっております。これについては景気の動向とか色々な状況が影響しますので、一概には言えませんが、そうした意味では供給が増えており、効果はあると思っております。

品質の方の対策も非常に重要だと思っております。例えば国産チーズのコンテストであるとか、国産も輸入も含めたコンテストみたいなものも後援しております。これは私も参りましたけれども、会場は若い方を中心に満杯で非常に盛況だったことから、国産の高品質なチーズについても消費、需要は着実に上がってきているのではないかとということを感じたところでございます。

次に、飛田委員から御指摘がございました加工原料乳生産者補給金の単価と限度数量については今後決めていくわけでございますが、補給金単価と申しますのは、一定のルールに従いまして生乳の生産費や配合飼料価格、酪農家の副産物等を色々勘案して決めることとなりますので、今後、最近の動向も踏まえて決めていくことになると思います。

一方で、限度数量と申しますのは、補給金の数量の限度でございますが、これについては生産の事情とか牛乳乳製品の需給の事情、在庫の状況等を踏まえて決めることとなりますので、これについても慎重に状況を踏まえて決めていくことにしたいと考えております。

3点目ですが、廣野委員から酪農の関係について、色々御意見ありがとうございました。最後の6次産業化のところですが、我々もやろうという取組がなかなか難しかったという話も聞いておりますが、搾った生乳を御自分の施設を使ってチーズやアイスクリームを作ったりという取組は、北海道、都府県いずれでも広がってきていると思っております。もう少し普及してもいいのではないかとこのところもございまして、そういう実例も踏まえながら、そのような取組について御紹介していくことも含め御支援していきたいと考えております。

次に、富士委員から農家への補給金の直接の支払いに関する団体の役割についての御質問がございました。加工原料乳生産者補給金というのは、政府から農畜産業振興機構を經由しまして指定団体に支払うことにしております。その理由は、生乳というのは毎日生産されて、腐りやすいということで、個人レベルで集送乳して管理することが難しいものでございまして、需給が極めて不安定でございまして、まとめるということが乳価の形成やコストに関しても合理的であるという判断のもとに行っているものでございまして、まとめるためのインセンティブとして指定団体に払っているということがこの制度のポイントだと思っておりますので、そのような点は非常に重要であると我々は認識しております。

最後に、古川委員から3点ほどございました。チーズ対策については、23年度から供給量に応じて払うということにし、御指摘のどおりの予算措置としております。今後、御指摘のような点については、今回新しくする予算措置がどのような効果を持つかということをご慎重に検証しまして、検討していきたいと思っております。

生乳生産については、御指摘のとおり、猛暑でなかなか回復しないのが現状でございまして、生産者団体の方も、来年度の生産についての議論で、22年度の実績以上を生産する方針を決めているやに聞いておりますが、政府としてもそういう取組を支援するとともに、これはお願いでございまして、乳業メーカーにおかれましては、乳製品の安定供給について計画的に取り組んでいただければ非常にありがたいと考えております。

最後に、消費拡大でございまして、これも消費がなければ売れないわけで、政府としても重要なことだと思っております。仕分け等ございまして、今後は分担して進めることが重要だと思っております。政府としては、例えば学校給食用の牛乳の事業について、23年度の予算からは、例えばヨーグルトを加えて出したときに若干の御支援をすとか、そういう工夫を始めているところでございまして、そういった形で役割分担をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大島畜産振興課需給対策室長

需給対策室長でございます。私の方で飼料穀物、配合飼料価格の関連の制度を所管しておりますので、その関係でいただきました御質問、御意見等に対してお答え申し上げたいと思っております。

まず、笹崎委員から、穀物価格が国際的に高騰している折に、2年前、1年前の延長線上でいいのかどうか。これは御質問と受けとめさせていただいてお答え申し上げますと、飼料穀物は2008年に大変高騰した時期がございました。その際に問題になりましたのは、これまではこういったことがないという前提で、アメリカから輸入飼料である飼料穀物のとうもろこしを年間1,200万トンという極めて大量のオーダーを安価で安定的、継続的に入手し続けられるという前提のもとに日本の畜産業が成り立っていた面があったわけでございます。この際、2008年の価格高騰のショックを受けまして、より自給飼料を積極的に使用していくことが大事だという話をしていたわけでございます。

ただ、その後、幸か不幸かその価格が下がったわけですので、その時、一旦、もっとエコフィー

ドを使おうとか、飼料用米を使おうという機運が若干、やや一過性のものにとどまってきてしまったという反省も一部には見られるのではないかと考えております。と申しますのも、最近エコフィード等について、飼料を提供される側の外食産業、食品事業者の方たちからの色々なお話を聞いていても、畜産サイドからすると、とうもろこし価格が高いときは使ってくれというけれども、それがのど元過ぎてしまうと急に引き合いがなくなってしまう、こういうことだと私たちも安定して供給できないんだという話があったところでございます。

ただ、2008年の価格高騰が今回同じような相場の局面を迎えておりますので、これはいよいよ穀物価格の需給構造にダイナミックな変化が生じているのではない、価格体系についても均衡点変化が生じているのではないかという議論もございますので、これからもこういう相場があり得るということを前提に、エコフィードも含めて自給飼料の利用拡大方策を積極的に推進していくことが必要ではないかと考えております。

飛田委員から、円安は今後どうなるの、あと4月～6月期の価格に伴う補てんの発動について御質問をいただきました。先ほど説明の中で畜産企画課長から、2008年の価格高騰時と比較した相違として、為替が円高に振れていること、あとフレートも低くなっているという御説明がございました。ですから、シカゴ相場の値段が同じ7ドルであっても、日本到着ベースで見ますと、物であるシカゴ相場のとうもろこしの価格に、海上運賃であるフレートを掛けて、さらに細々とした港湾諸掛かりがございしますが、それに円ドルの為替をかけて日本到着ベースの価格、日本国内で支払う側の価格が規定されますので、当然大きな要素としてございます。

2月17日でしたか、シカゴ相場で712ドルが付きましたのが、今年の直近の高値でございます。この後、710セント／ブッシェルという価格が、20年当時の為替フレートと今現在の為替フレートでどれくらいの影響差があるかということについて試算しております。これについては、2008年当時ですとトン当たり4万3,600円という価格であったところが、今の為替フレートを前提とすると2万7,100円ということで、かなり円高による相殺が効いているということが言えようかと思えます。

今後、為替がどうなるかということについては、これは為替のトレーディングを生業としているプロでも、その先行きの見通しは難しいということでございますが、あえて私見も含めて申し上げますと、今円ドル相場は、当然アメリカと日本の相対関係で決まるものですので、アメリカの経済・金融政策がとにかくドルを安くすることによって輸出を推進し、そのことによってアメリカの経済を支えていこうという発想で組み立てられておりますので、よほど日本に強烈なソブリンショックをマーケットから想起されるような危機的な事象でも起こらない限りは、これがまた2008年当時のような100円とか110円という相場に行くことは想定しがたいのではないかと考えております。

あと4月～6月の異常補てんと通常補てん等の価格の発動の見通しでございますが、御案内のとおり配合飼料価格、四半期に1回の改定がございまして、大体、各四半期の最終月の中旬に各飼料メーカーさん、全農さんも含めてその価格が公表されます。その1～2週間ぐらい前から、私どもで各メーカーさんから、今の原料相場の動向等を踏まえた各経営の御判断としての価格の決定の方向性なりについてヒアリングさせていただいております。発動見通しの数字を概算で申し上げるのは、どうしてもそういった時期以降になってしまう。ただ、御案内のとおり、先ほど原田課長の方から御説明させていただいたような形で、一番効いてきますとうもろこしの価格がこれだけ右肩上がりである状況ですので、補てん発動がないということはありません。今の段階ではそこまでの答えしかできないので、御容赦いただきたいと思います。

晴野委員から、飼料穀物の備蓄事業について御質問がありました。飼料穀物の備蓄事業については、昭和40年代後半の畜産危機の反省を踏まえて、官民で年間の需要量のおおむね1カ月ずつを持ち合おうということから始まったという経緯がございます。官民でそれぞれ95万トンずつということで設計しておりまして、このうち官の95万トンについては、22年度までは、とうもろこし、こうりゃんを本事業において60万トン保管した上で、残り35万トンは総合食料局が持っておりますMA米の備蓄を、有事には飼料用に放出するという整理をしまして、95万トンにしたわけでございます。

23年度の要求段階で、エコフィードとか飼料用米の増産による代替効果も見込まれるだろうということで、60万トンを40万トンに切り下げて要求したわけでございますが、自ら財政節減に努めたというその努力を仕分けの場で御評価いただけなくて、それを発射台にされて仕分け結果を出されてしまったというのは担当としては大変残念なところでございますが、結果として20万トンという仕分けの結果が示されているわけでございます。

これを踏まえまして、23年度予算に盛り込まれている数字は20万トンでございます。このあと私どもの方で、運用上の工夫でどういうことができるのかということをやっております、元々60万トン持っていた部分を20万トンまで減らすという中で、1段階目のステップとして60万トンを40万トンまで減らすということは、最初から私どもの自主的な方針として持っていたわけでございますので、この60万トンを40万トンに減らす際の20万トン分、つい先日、配合飼料供給安定機構さんで入札していただいておりますが、これの簿価が今低いものですから、今の国際相場との関係では、相当の売却益が捻出されると見込まれております。昨日の入札の結果を今整理しているところですので、細かい額まで申し上げられませんが、国庫予算で予算措置された20万トンに加えて、さらに20万トン、1年間分ぐらい持ち続けられるだけの売却益は捻出できたのではないかと考えております。ですから、来年度についてはMA米備蓄35万トンに加えまして、予算措置で新たに10万トン、加えて安定機構さんが20万トン売ったことによって捻出できた20万トン、これの合計75万トンで運用していくということでございます。

これに加えて民間の備蓄は、この数量の取扱いをどうするかは、これから配合飼料メーカーさん等と色々と御議論させていただかなければいけません。過去この事業を運用してから最大放出した実績が、先ほどお話がありまして、ハリケーン「カトリーナ」の際の合計70万トン、国の備蓄から30万トン、民間の備蓄から40万トンということでございますので、この過去最大放出実績との間でも応分の隙間があると考えておりまして、これから色々と世界の穀物需給が逼迫している折ではございますが、それなりのバッファはいくらか持っているのではないかと考えております。

ただ、20万トン経過的に持っているのは1年間の話ですので、これから先、24年度以降の体制をどうしていくかということについては、今の世の中の情勢等、今後起こり得るリスクを十分に検証して、今後のあり方を検討していきたいと思っております。

あとMA米も、これまで一度も飼料用備蓄として発動した実績はございませんので、仮にこれに手を付けなければならない時に、どのようなオペレーションがあるのかということがございますので、これは総合食料局と十分議論していきたいと思っております。

富士委員から御質問がありました価格安定制度の基金残高の件でございますが、今現在、通常補てんは545億円、異常補てんは300億円の残高がございます。通常補てんの545億円については、このうち1月～3月期の上げの分について、既に補てんを予定している分が200億円程度でございますので、これが出て行くというふうにお考えいただければよろしいのではないかと考えております。

ですから、合計345億円強に加えて、300億円があるということかと思えます。

トン当たりどのくらいの価格の上げに耐えられるのかについては、どうしても為替も含めて諸元が動きますのでなかなか試算は難しいところですが、荒っぽく申し上げれば、六百数十億円を契約数量2,400万トンで割っていただいた物が年間を通してベタで出せる額かなと思っております。

以上でございます。

○伏見動物衛生課国内防疫調整官

動物衛生課から御質問に対してお答えいたします。

まず、阿南委員から出された韓国の口蹄疫に関してワクチンを打っているものを食用に回しているというのは事実でございます。我が国でも食べるべきという御意見ですけれども、我が国の場合は限られた地域での発生、宮崎県は多いではないかという意見があるかもしれませんが、韓国と違いまして、全国的な発生になっていないということもありまして、今後、万が一の場合に備えて頭の体操をする、検討しておくのはもちろんやっておきますけれども、今の段階で食用にすぐ回すということは考えておりません。ただ、準備はしているところでございます。

あと鳥インフルエンザの関係で、阿南委員と石澤委員から、ネズミの媒介の話がございました。マスコミの情報というのは、我々の方から調べた結果を流した結果でございます。家畜伝染病の場合は、地域一体となって防疫措置に取り組んでいかないといけないものでございますので、自分たちでやるべきではないかという御意見はあるかもしれませんが、それに対する支援をすることは必要ではないかと思っております。

廣野委員から、酪農教育ファームの話が出ましたが、今我が国は口蹄疫の清浄国になったということでございます。教育ファームをマニュアルを作ってやられるのは非常にいいことだと思いますので、その衛生管理を徹底する意味でも、そういうものを作ってやっていただくのが一番よろしいのではないかと思っております。

最後に、富士委員から、2月にありましたアメリカ産牛肉の関係の問題でございますが、直ちにアメリカ政府に調査を依頼しまして、まだ確認中でございます。その都度プレスリリースを流させていただきますので、その案件が何であったかということについても、アメリカ政府の調査の結果が出次第、また公表させていただくことになると思えます。

以上でございます。

閉 会

○武内部会長

よろしいですか。

事務局のほうに時間制限を設けなかったことを大変反省しております。もう既に予定の時間を10分過ぎておりますので、これからの再質問は恐縮ですけれども、文書にてお願いしたいと思います。それで次回の部会にまとめて最初に報告させていただくということで、今日はこれで質問については終わりとさせていただきたいと思えます。

第6次産業化について色々御意見がありましたけれども、提唱者の今村名誉教授は私大変親しくさせていただいている方でございますが、よく彼が言うのは、1と2と3を足しても6になるし、1と2と3を掛けても6になるけれども、私が言っているのは掛け算だと。それは何故かという、まず1がゼロになったら、掛け算はゼロになってしまう。だから6にはならないというのと、掛け

ることによって相乗効果を生むということです。

そういう点で、従来の流通だけを見るということとか、企業と言っても工業的な企業のようなものではなくて、やはり農林水産業にふさわしい1と2と3の掛け方があって、それをみんなで色々努力しながら工夫して、それぞれ地域に合ったように展開していくことが大事なのではないかと思っております。この分野においてもそのような考え方がもし適用できるとすれば、委員の皆さん方の御意見も踏まえて、さらに議論を展開していきたいと思っております。

それでは、大変不手際で時間がオーバーになってしまいました。今日はこれで終了とさせていただきます。

事務局のほうから連絡事項についてお願いします。

○原田畜産企画課長

次回につきましては、3月の中下旬ぐらいを目途に、また御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○武内部会長

今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。これで散会ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。